

令和4年1月羽島市教育委員会定例会会議録

○日 時 令和4年2月17日（木曜日）午後3時30分～午後4時30分

○場 所 羽島市役所4階 第2委員会室

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 報第1号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について
日程第 3 議第1号 羽島市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第 4 議第2号 羽島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 5 議第3号 羽島市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 6 議第4号 羽島市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について
日程第 7 ※承第1号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第1号 羽島市学校医の委嘱について）
日程第 8 ※議第5号 羽島市奨学金支給審査委員会委員の委嘱について
日程第 9 その他

1 各課の事業進捗状況

※は、秘密会で審議を行った。

○出席者

教 育 長	森 嘉 長
教 育 委 員	黒 田 淳
教 育 委 員	今 枝 甫
教 育 委 員	春 日 民 奈
教 育 委 員	今井田 裕 子

○説明のために出席した者

事 務 局 長	加 藤 光 彦
教 育 総 務 課 長	小 川 隆 正
学 校 教 育 課 長	山 田 健 司
兼 教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	
生 涯 学 習 課 長	今井田 明 弘
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	箕 浦 勝 博
図 書 館 長	番 重 宗

北部学校給食センター所長 豊田 崇宏
兼南部学校給食センター所長

【午後 3 時 30 分 開会】

△開会

◎**教育長** 連日、委員の皆さんには、児童生徒及び教職員の罹患について、夜間に報告させてもらっています。ここ数日は、罹患者数が一時期に比べ落ち着いていますが、今後も感染症の拡大が心配されます。PCR検査の実施や学級閉鎖等の対応についても、第5波までとは若干異なりますが、保健所、学校、そして教育委員会が連携し、的確な判断と丁寧な対応を行うことにより、感染防止はもとより、児童生徒の安定した学習や生活につなげていきたいと考えます。

羽島市青少年育成市民会議が主催する「標語・合言葉」の作品募集が昨年11月に実施されました。応募作品の多くに「笑顔」「あいさつ」「こころ」「みんな」「元気」といった言葉が加えられていました。子どもたちも無意識のうちに人とのつながりや温かさを求めているように思われます。こうした環境の変化への適応について二極化が心配されます。学校においても子どもたちからの相談を待つのではなく、大人から積極的に働きかけ、どう相談に繋ぐかが重要であると考えます。

1月9日に開催しました「成人の日 記念式典」は、大過なく開催できました。従前同様、式典運営にあたった代表の方々をはじめ、新成人の皆さんの自覚と責任ある言動が印象に残りました。

今後、感染症などの状況にもよりますが、高校入試や卒業式に向けた準備や取組みについては、学校とも連携を密にして万全を期したいと考えます。

◎**教育長** 本日は、教育長ならびに4人の委員が出席しており、会議は成立いたします。また、本日は会場に傍聴者の方がいらっしゃいますので、お願いいたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりで、議題は、追加議案も含めまして報告案件が1件、承認案件が1件、議案が5件となっています。

この議案中、日程第7および日程第8は人事案件のため、秘密会で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** それでは、日程第7および日程第8については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき秘密会で行いますので、よろしくお願いいたします。

△日程第1 会議録署名委員の指名

◎**教育長** 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、黒田委員にお願いいたします。

△日程第2 報第1号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について

◎**教育長** 次に、日程第2 報第1号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎**学校教育課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(日本子ども学会第18回学術集会)

◎**生涯学習課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(第27回ぎふ「太鼓」ふるさとまつり、教育講演会『7ヵ国語で話そう』、映画「もったいないキッチン」上映会)

◎**スポーツ推進課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。
(第13回川本杯はしまモアフェンシング大会、子どもサッカー教室・足が速くなる教室)

◎**教育長** それでは、報第1号について、質問のある委員はご発言をお願いします。

【意見なし】

◎**教育長** この議案は、報告案件なので議事を進めます。

△日程第3 議第1号 羽島市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、日程第3 議第1号 羽島市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育支援センター所長** この規則の改正については、題名から第9条にかかわるものまで、おもに9点です。題名および第1条については、「子どものいじめの防止」を「児童生徒のいじめの防止等」に改めます。11月定例会での条例改正案でも説明しましたが、今回の改正で条例のタイトルおよび条文は、羽島市立の学校を対象としました。その理由は、これまでに高校での事案について相

談があり、情報提供した事案はありましたが、対策などは取っていないことによるものです。市教育委員会として、これまでの実績でいじめ事案に対策および施策を取ったのは、羽島市立の小学校、中学校、義務教育学校となっていた経緯を踏まえています。続いて第2条関係として、行政庁としての役割を明確にするため、「市は」とあるところを「教育委員会は」と改めました。また教育委員会内にいじめ対策専門員を配置、スクールソーシャルワーカーの活用、各市立学校にいじめ問題に特化したいじめ対策担当職員を配置というあたりを位置づけています。第3条から第9条については、いじめ防止専門委員会や重大事態、いじめ対応報告について条文の位置づけや語句の精査、変更を行っています。令和4年4月1日より、条例とともに規則も施行したいと考えていますが、新たに教育委員会の責務、児童生徒の役割、重大事態への対処、市長による調査を条例では定めています。それぞれの責務や役割を明確にし、より具体を示した内容となっており、特に第9条、児童生徒の役割については、これまでにないものであり、いじめの防止等を推進する習慣を位置づけ、積極的に主体的な取組みを進めていきたいと考えています。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

◎**今井田委員** 第2条第5号にスクールソーシャルワーカーの活用とありますが、これまで位置づけはなかったが、スクールソーシャルワーカーがここに入ることはなかったですか。

◎**教育支援センター所長** 今までも実際には、家庭を中心に保護者のケア、不登校が中心であったが、話を聞いていくなかで心配だと感じる事があれば、ケースによっては参加してもらっていたこともあります。これまでの経験を踏まえ、いじめの防止等にもスクールソーシャルワーカーが非常に活躍していたので、位置づけるべきということで今回、入れさせてもらいました。

◎**今井田委員** 第6号に、いじめ問題に特化したいじめ対策担当職員の配置とあるが、新しく誰かを雇うわけではなく、誰かが兼務するような形になりますか。病休の教員もいるなかで、いじめを兼務されることは、現状の教職員にとっては非常に厳しい、大変な、ただ、いじめは大事な問題ですので、対策していかなくてはいいませんが、今の学校の状況で、特化して動きがとれるのか不安を感じます。

◎**教育支援センター所長** 休職は12月定例会ではゼロと報告しましたが、心配な人が出てきています。その上で、いじめ問題担当職員は、そもそも令和元年度の1月に教育長が、岐阜市などといじめ問題に関する覚書を交わしていることを受け、今年度から羽島市のいじめ対策で手厚くするというので、1人を

校務分掌でいじめ対策担当職員を決めるよう、実はすでに始まっており、岐阜市のように専門職を雇用するのではなく、誰か1人に担当してもらい、その人を中心に現在進行形で取り組んでいるものです。ただ、施行規則には入っていませんでしたので、改めて重要性にかんがみ、今回、入れさせてもらいました。

◎**教育長** 委員が心配されたことはありえます。ただ、どちらかというといじめが起きた時に対応する職員を明確にし、それを子どもたちや保護者にもわかってもらう、いじめがあったときにはこの先生に相談する、あるいは相談できなくてもつないでもらうなど羽島市ではとにかく、顔が見えるようにすることが大きな目的の一つです。

◎**今枝委員** 今回の規則改正は、羽島市立の学校が対象ということですが、西部幼稚園は含まないということで、いじめはあまりないということですか。

◎**教育支援センター所長** 西部幼稚園からのいじめ問題の相談はなく、幼稚園のなかで解決を図ってきたということもありますが、今後心配があれば、来年度から教育委員会で幼児教育も充実させていくので、改めて考えていくことになると思いますが、条例では主に児童生徒を対象にして重点をかけていきたいと考えています。

◎**黒田委員** いじめ対策担当職員というのは1人だけですか。いじめ問題ではかなり体力的にも消耗しますし、できれば複数人で相談しながら当たることもあっていいのではないかと思います。

◎**教育支援センター所長** それから担当職員は1人かということについて、各学校では、いじめ防止対策委員会を設けており、校長の指導のもとで行われ、決してひとりぼっちというわけではなく、必ずチームで当たります。学級担任は当然のことながら、この担当職員、学年の職員、生徒指導も入るし、校長や教頭も入ってのいじめ対策として進めていくので、チームで対応したいと考えています。

◎**春日委員** いじめを受けている側が我慢させられるようになってしまい、いろいろ聞いていても、結果的には特定の人考え方だけで決まってしまうように見られたり、先生に偏った考えがあるとそうなりがちなようで、学校だけでは見方が狭くなるように思いますが、どのように考えられていますか。

◎**教育支援センター所長** いじめの報告については、この規則にもありますが、学校で起きたいじめは昨年度45件でした。今年度は26件ありますが、すべ

て電話で一報をもらったあと、規則で決めている報告書をもっています。それを見ながら検討していき、今年度も2例ほどを報告していますが、教育長も自ら会議にはいり、指導してもらい、それを学校と共有し、学校だけではなく教育委員会も一緒になって解決していくという姿勢で臨んでおり、今後も臨んでいきたいと考えています。

◎**教育長** 報告書を事務局において自身を含め6人が、学校の対応がよいかどうか、いじめの報告だけではなく問題行動についてすべて目を通します。学校の判断についても適切かどうかを6人が見ているので、学校あるいは一教職員が抱えることはないようにしています。

◎**黒田委員** このような条例ができ、実際にいじめの相談が教育委員会に入ることにはあるのでしょうか。

◎**教育支援センター所長** 年間100件近くの相談がありますが、いじめということで直接入ることはなく、保護者から心配で、こんなことがあったとか学校でこういうことが起きて学校の対応が心配だから話してほしいというような話があります。あと、3月に条例が変わるということでリーフレットを作成しており、一般向け、児童向け、生徒向けにしてありますが、児童生徒向けリーフレットの裏面に教育支援センターの携帯電話の番号を載せて、いろいろな相談の窓口がありますが、24時間体制で相談にのれることをアピールさせてもらい、そういう取組みを進めようと考えています。

◎**教育長** 今後、電話もそうですが、ICTを活用し気軽に相談できる体制を今後検討していきたいと考えています。ほかに質問等ございますか。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第4 議第2号 羽島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、日程第4 議第2号 羽島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育総務課長** 令和3年11月25日の定例教育委員会において認めてもらった「議第71号 羽島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」では、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館、竹鼻町屋ギャラリーの設置、管理、廃止に関すること、およびスポーツ、文化、文化財の保護の事務を教育委員会から市長部局の管理執行とし、昨年羽島市議会12月定例会で議決されました。それをうけ、条例では事務移管の項目として掲載していない事務について、この規則において、社会教育委員の委嘱に関することを補助執行として、補助機関に属する職員として市民協働部生涯学習課に属する職員、および学校体育施設開放に関する事務の補助執行として、補助機関に属する職員に市民協働部スポーツ推進課に属する職員とするものです。これについては令和4年4月1日からの施行を予定しています。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第5 議第3号 羽島市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、日程第5 議第3号 羽島市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局から説明願います。

◎**教育総務課長** 補助執行とは異なり、事務を市長部局に委任するものとして、この規則において社会教育に関することのうち、社会教育委員の委嘱に関すること、および家庭教育の支援に関することを除く部分について、市民協働部長および市民協働部に属する職員を委任する職員とするものです。これについて

も令和4年4月1日からの施行を予定しています。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第6 議第4号 羽島市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

◎**教育長** 次に、日程第6 議第4号 羽島市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。事務局から説明願います。

◎**学校教育課長** この議案については、令和3年12月24日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局就学支援教材課および健康教育食育課より通知があったので、それを受けての提案です。要保護児童生徒援助費補助金については、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する目的としていますが、今回の通知により、小学校の新入学学用品費の単価を5万1060円から5万4060円に3000円単価を引き上げる内容となっていました。また、これを機に委任状と要保護及び準要保護児童生徒にかかる世帯表についても、11月の定例会で押印廃止のことを提案し議決してもらいましたが、この様式についても9カ所の押印を廃止し、新様式とし、教育長や学校長の欄には公印省略とありますが、保護者印や氏名印もすべてなくしています。そのような形で新様式として採用していきたいと考えています。

◎**教育長** 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

【質問等なし】

◎**教育長** それでは、議第4号について、原案のとおり可決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第7・第8
秘密会で実施

△日程第9 その他 各課の事業の進捗状況について

◎**教育長** 各課の事業の進捗状況について、報告を願います。

◎**学校教育課長** コロナウイルス関係の対応について、全国的にはまん延防止の重点期間中で、岐阜県でも3月6日までに一度延長されています。そのようななか県内の感染状況について、1月6日から2月1日にかけては約1万人、2月15日までの2週間で1万2000人、羽島市でも右肩上がりというよりもっときつい上がり方をしている状況です。今までのところ、デルタ株のときには、令和3年度の罹患状況は、児童生徒、教職員および給食センター職員まであわせて38人でしたが、オミクロン株が流行してから120人で、約3倍近くということからも読み取れます。最近の傾向としては、のどの痛みがあり発熱があれば、かなりの確率で陽性と言われておりますし、家族内感染が非常に高いということも分かってきました。基準指標等も岐阜県はほぼレベル4の段階に入っています。そのようななかでどのような対応となっているかは、厚労省が1月28日に出していますが、濃厚接触者の待機期間が原則7日間で8日目に解除というのがあります。これに基づき学校等でも対応しています。念のため2日間ほど学級閉鎖し、その期間に保健所からの指示を待ちPCR検査の有無を聞き、そのあと閉鎖期間を延ばすかどうか、集団PCR検査があるのかどうかも保健所の指示で対応しているところです。最近では1学級だけ5人の子供たちへの広がりという事案もあったので、本当に気を付けていかないといけないという状況です。

いじめの発生状況について、32件になりました。12月の報告では25件でしたが、7件増加しています。今年度の傾向としては、児童が圧倒的に多くなっています。暴力行為等も伸びている状況、自傷行為も増えており、非常に心配な状況です。不登校の状況については、75件で、中学校で増えましたが、非常に心配されるのは、4月から3月までに累計30日以上欠席した児童生徒数が、昨年度が年間を通じて106人でしたが、今年度は不登校が102人になっています。ただ、中学校でプラス19人と、伸びていることが心配です。総数では、病気

その他の理由を含めると129人という数字があり、昨年度から文科省で不登校の数が変わりましたが、それにしても昨年度並みか、それを超えるのではないかと心配しており、不登校対策により力を入れなおしていかないといけないと考えています。

学校事故の状況について、前回より2件増え、全体数が17件、救急搬送が8件となりました。学校事故は左ひじの骨折事案で1件増え、全体では18件、搬送としては14件でした。

◎**教育長** 何かご質問などありますか。

◎**今枝委員** コロナの感染について、教職員が感染したときに授業等での学校の運営上の支障なくできていますか、補充はむずかしいでしょうから学校内でのやりくりなのか、どこかでサポートしていますか。

◎**学校教育課長** 現在、教職員の罹患者が6人となっていますが、学校内にフリーの教職員もいるので、なんとか運営はされている状況です。ただ今年度は4月に1例だけ、運営が苦しい学校があったので、臨時休業の措置をしたことがありましたが、オミクロン株流行のこの時期については、知恵をしばってもらいオンライン授業なども活用しながら、本当にうまく運営されている状況です。

◎**今枝委員** 学級閉鎖になったときでも、子どもたちはオンライン授業などの機会があるということですか。

◎**学校教育課長** オンライン授業はすでに行っています。タブレット端末を持ち帰り、学校とやり取りしていますが、ある学級では担任が自宅でZOOMを使い、そこから配信し授業をする例もあり、工夫して行っています。

◎**今枝委員** 参考までに教員が感染した場合に、どの程度で復帰することになりますか。

◎**学校教育課長** 濃厚接触者と言われている期間として、先の報告でお伝えした日数を休む場合が多いということになります。

◎**今井田委員** 中学生の不登校が増加しているとのことでしたが、コロナとの関係で、それが原因で不登校が増えているのか、子どもへの聞き取りや調査などはされていますか。

◎**学校教育課長** 不登校の要因分析ですが、時期をみてアンケート形式で聞いているものもあり、把握はしていますが、コロナによって不登校になったのかという

ことになれば、判断がむずかしく、そのあたりの要因分析は慎重に進めていかないといけないところです。ただ、生活困窮や家庭内の状況が悪化したことにより、なかなか子育てに手が回らない家庭があることも事実で、そのようなところはソーシャルワーカーにこまめに回ってもらったり、電話連絡してもらったり、できるだけ早くフォローするよう心がけています。

◎**教育長** いじめの出現数は減っています。報道にもありましたが岐阜大学の先生が調べられたものによれば、たしかに人間関係は希薄になるので発生しなくなる。ストレスも小さく、はけ口としてのいじめは少なくなっていると推測されますが、不登校は、この理屈では以前ほど学校生活にストレスを感じないはずで、減ってもいいように思いますが、逆に増えています。みんなで仲良く、遠足や修学旅行へ行くなど、コミュニケーションをとる機会がなくなった、心をいやせないから不登校が増えたのか、そこは慎重に分析していく必要はあるかと考えます。ただ、増えていることは事実ですので、二極化の傾向で、相談できない子がますます引きこもっていく傾向があるので、気をつけなければならないと考えています。

◎**教育長** ほかによろしいでしょうか。

【質問等なし】

◎**生涯学習課長** 生涯学習関係では、1月9日に令和4年「成人の日」記念式典を午前・午後の分散で開催し、609人の新成人の参加がありました。出席率は77.3パーセント。令和3年より10パーセントほど多く出席しました。一方、民法改正により令和4年4月より成年年齢が18歳に引き下げられますが、令和5年以降においても、現行どおり20歳を対象に「二十歳のつどい」と名称を変更し開催します。

文化振興関係では、不二竹鼻町屋ギャラリーの第2回所蔵品展を1月15日より開催しています。まん延防止等重点措置期間中、関連イベントは中止としました。また、1月27日から30日の4日間、不二羽島文化センターにて開催予定でした羽島市美術展少年の部は中止としましたが、1月20日に出品作品の審査を行い、各学校・園で表彰してもらい、展示をお願いしています。

歴史民俗資料館では、1月8日から3月13日の期間で「昔のくらしと道具展」を開催しています。わらざうり体験や石臼体験、昔の電話体験などの体験コーナーを設け、昔の人々のくらしを体験できるようになっています。例年、小学校・義務教育学校3年の子どもたちが学習のために来館していますが、来館日を3月に変更しています。さらに「羽島高等学校100年の歴史」についても、制服や貴重な資料等が展示されており、歴史の重みを実感するものになっています。

◎**スポーツ推進課** 1月に予定していました新春マラソン大会、スポーツ少年団の

新春駅伝競走大会が、感染拡大防止のため中止しています。また、2月上旬には生涯スポーツとして市民に参加を求めているソフトバレーボール大会を企画しましたが、同じく中止としています。

◎**図書館** 1月の来館者数は8282人で、前年同月に比べ806人の増となっています。貸出図書数についても2万3247冊で、同じく1382冊増となっています。

◎**教育長** これまでのことで、何かご質問などありますか。

【質問等なし】

◎**教育長** 以上で、本日の審議はこれにて終了しましたので、事務局にお返しします。

△閉会

◎**事務局** 以上をもちまして、令和4年1月定例教育委員会を閉会いたします。

次回の定例会は、2月24日（木）午後1時30分から、市役所4階406会議室で行う予定ですので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【午後4時30分 閉会】

会議の概要を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 森 嘉 長

委 員 黒 田 淳